

平成30年第1回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年1月29日午後1時30分、下記の件議定のため平成30年第1回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第6号 農用地利用配分計画について
- 日程第13 議案第7号 非農地証明願について

1、出席委員 (23名)

- | | | | |
|-----|----------|-----|--------|
| 1番 | み三浦まさかつ | 3番 | あべののぶ |
| 5番 | いわ岩淵けい | 7番 | べののり |
| 8番 | おおおほひろゆき | 10番 | かずのぶ |
| 11番 | すずすずきはるえ | 13番 | よし善子 |
| 14番 | ただ田じんいち | 16番 | ゆうゆう |
| 17番 | いわ岩渕ひろし | 19番 | しょうしょう |
| 20番 | かり狩野かず | 22番 | ひで英勝 |
| 23番 | くろくろさわみつ | | まさる |
| | | 2番 | おのり |
| | | 6番 | おみ子 |
| | | 9番 | かねお |
| | | 12番 | よういちろう |
| | | 15番 | よしじ |
| | | 18番 | ひろし |
| | | 21番 | のりよし |
| | | 24番 | やすのり |

2、欠席委員 (1名)

- 4番 よし吉 だ田 まさとし 優俊、

3、議事に参与した者

事務局長 菅原昭憲、事務局長補佐 山田 彰、
農地農政係長 阿部泰憲、主 査 菅原賢一、
主 事 千葉和哉、

(午後1時30分 開会)

議長 ご起立願います。「みなさん、ご苦労様です。」
ご着席願います。

議長 只今から、平成30年第1回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は23名で、定足数に達しております。
欠席の通告が、4番 吉田 優俊 委員から出ております。

議長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に基づき進めて参ります。
議案説明等のため、事務局長のほか、関係職員を出席させております。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、16番 菅原 英俊 委員、
17番 岩 淵 弘 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本総会の会期は、本日1日間としたいと思っております。
これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日間と決しました。
- 議長 日程第3、事務報告をいたします。事務局長に報告させます。
- 事務局長 1月の事務・事業並びに2月の事業予定について、資料を基に報告。
- 議長 これで、日程第3、事務報告を終わります。
- 議長 日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告いたします。
初めに、第1区の番号1番の案件について、事務局から報告させます。
- 事務局 築館地区の田1筆、面積192㎡に、盛り土を行うもの、1件について報告。
- 議長 次に、去る1月23日、22番 米山 嘉彦 委員、農地利用最適化推進委員の 鈴木 孝夫 委員及び 佐々木 栄夫 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。
それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。
- 鈴木推進委員 1月23日、米山委員、鈴木推進委員と事務局の菅原主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。
詳細については只今事務局から説明があったとおりですが、現況、段差のある圃場に盛り土をして、高低差をなくして隣接する所有地と一枚の圃場にするものであります。現地を確認しますと転作で整備されている状況でした。耕作条件を改善するためのものであり、この計画には周辺農地にも特に影響が無いものと確認して参りましたので、ご報告申し上げます。

議長 これで、日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長 日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。事務局から報告させます。

事務局 農地法第3条による賃貸借権設定の解約13件、基盤法による賃貸借権設定の解約12件、合計25件について報告。

議長 これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長 日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告いたします。事務局から報告させます。

事務局 農地法第3条による使用貸借権設定の解約3件、について報告。

議長 これで、日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

 議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明させます。

事務局 平成29年11月27日付けで許可されていたが、譲渡人の都合により贈与出来なくなったことから、許可の取消を求めるもの。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

 —「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第1号、農地法第3条許可取消願については、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第7、議案第1号、農地法第3条許可取消願については、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番から16番までの16案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第3条許可申請について、
番号1番、2番は、築館地区の所有権移転交換を行うもの、
番号3番から5番は、築館地区の賃貸借権設定を行うもの、
番号6番、7番は、築館地区の使用貸借権設定を行うもの、
番号8番は、高清水地区の所有権移転売買を行うもの、
番号9番は、高清水地区の所有権移転贈与を行うもの、
番号10番から12番は、一迫地区の所有権移転売買を行うもの、
番号13番、14番は、瀬峰地区の所有権移転売買を行うもの、
番号15番、16番は、瀬峰地区の使用貸借権設定を行うもの、
以上、16案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木推進委員 議案第2号につきましては、去る、1月23日、先程の4名で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

1番から16番までの内容は、事務局から説明のあったとおりですが、労力不足による売買や贈与、賃貸借、親子間における経営継承による贈与、隣接地による交換となっており、認可に当たっては、審査基準である全部利用効率要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題が無いものと判断いたしました。ご審議のほど宜しく願います。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号、17番から27番までの11案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第3条許可申請について、
番号17番は、若柳地区の所有権移転売買を行うもの、
番号18番、19番は、若柳地区の賃貸借権設定を行うもの、
番号20番は、若柳地区の使用貸借権設定を行うもの、
番号21番、22番は、金成地区の所有権移転売買を行うもの、
番号23番は、金成地区の所有権移転贈与を行うもの、
番号24番は、金成地区の賃貸借権設定を行うもの、
番号25番から27番は、志波姫地区の所有権移転売買を行うもの
以上、11案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、去る1月24日、18番 佐々木 弘 委員、農地利用最適

化推進委員の 熊谷 ゆり 委員及び 阿部 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。

それでは、18番 佐々木 弘 委員から報告願います。

18番委員 ご報告申し上げます。去る1月24日、最適化推進委員の 熊谷 ゆり 委員及び 阿部 正一 委員と事務局の千葉さんと私で書類審査を行いました。

売買の中で金額が若干高いところがありますがけれども、両者間の合意の基で決めたこととありますので、何ら問題は無いものと見ました。その他は、賃貸借の設定と贈与の関係でございますので、何ら問題は無いものと評価しました。

皆様のご審議のほど宜しくお願いします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号、28番から34番までの7案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第3条許可申請について、
番号28番、29番、30番は、栗駒地区の所有権移転売買を行うもの、

番号31番は、栗駒地区の所有権移転贈与を行うもの、

番号32番は、栗駒地区の賃貸借権設定を行うもの、

番号33番は、鶯沢地区の賃貸借権設定を行うもの、

番号34番は、花山地区の賃貸借権設定を行うもの、

以上、7案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、去る1月24日、7番 狩野 善典 委員、農地利用最適化推進委員の 伊藤 重行 委員及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。

それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

伊藤推進員 ご報告申し上げます。議案第2号につきましては、去る1月24日、狩野 善典 委員、佐藤 みき 推進委員、事務局の千葉さんと私の4名で書類審査を行いました。

28番から34番までの詳細につきましては、只今事務局から説明があったとおりですが、労力不足による売買や贈与、親子間における経営移譲による贈与となっており、認可に当たっては、審査基準である全部利用効率要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題が無いものと判断いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての、34案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第9、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請につい

て、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第4条許可申請の案件について説明。

番号1番は、築館地区の畑1筆、面積366㎡を転用し、一般個人住宅1棟及び駐車場を建築造成する計画としているもの。農地区分は都市計画の用途地域に指定されておりまして、第1種住居地域に指定されておりますので、第3種農地であること。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、22番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

22番委員 先程申し上げました4名で書類審査及び現地確認調査を行っております。参考資料の6ページを見てお分かりのとおり、住宅街にある畑で、現在は何も作付けされていない休耕畑でありました。近隣農地も住宅化が進んでおり、転用の許可にあたりましては、特に問題が無いものと判断して参りましたので、ご報告申し上げます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請については、原案を可とすることに、決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番の案件を審議いたします。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第5条許可申請、1番の案件について説明。

番号1番は、一迫地区の田1筆、面積2,828㎡を所有権移転売買により取得し、既存施設に隣接する介護施設及び老人ホーム利用者の駐車場が手狭なため駐車場を造成するほか、利用者の憩いの場やリハビリを目的とする遊歩道設置するもの。

農地区分は、農地の広がりが見られ第1種農地に該当するところですが、既存敷地の2分の1以内で拡張するもので、不許可の例外規定に該当いたします。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、22番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

22番委員 只今、事務局から説明があったとおりでございますが、申請者の隣にある田で、介護施設の駐車場や施設利用者のリハビリ用の遊歩道を整備するものです。既存敷地の2分の1以内ということで、特に問題は無いものと判断いたしました。

ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号、2番、3番の2案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号2番は、栗駒地区の田1筆、面積716㎡に使用貸借権を設定し、借受人が耕作する農地の作業事従事者休憩所及び所有農業用機械等の格納用倉庫を建築するもの。農地区分は宅地、原野に囲まれた小集団農地に該当いたしまして、第2種農地であること。

番号3番は、花山地区の畑1筆、面積477㎡に賃貸借権を設定し、借受人が隣接する宅地と一体利用し、太陽光発電施設を設置して、売電収入を得るもの。農地区分は宅地、山林に囲まれた小集団農地に該当いたしまして、第2種農地であること。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、7番 狩野 善典 委員 から報告願います。

7番委員 現地調査の報告を行います。先程の4名で現地確認調査を行ってした。番号2番ですけれども参考資料の3ページをご覧ください。申請地の道路を挟んで右側は、ブドウの栽培をしております、借受する側の従業員がブドウ栽培の管理をするということで、作業にあたり休憩施設が必要と言う事、更に農業機械の保管場所が現在金成のほうの倉庫を利用しているということのようです。隣接する農地は総て、所有者が同じであり、他への影響も無く特に問題は無いものと見て参りました。

3番の案件ですが、参考資料の11ページの公図にあるように、隣接には農地は無く、国道に隣接しているところです。貸出人の父親が居た時には、隣の宅地に住宅も建っておりましたが、昨年、住宅を解体いたしましたので、転用にあたり特に問題は無いもの見て参りました。皆様のご審議をお願いします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての、3案件に対する意見については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請については、原案を可とすることに、決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画についてを、議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の議案番号、1番の案件について審議いたします。
9番、曾根 金雄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後2時13分)

(9番、曾根 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後2時13分)

議長 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 1 番の案件は、築館地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上 1 案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第 5 号、農用地利用集積計画の、番号、1 番の案件については、
原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第 11、議案第 5 号、農用地利用集積計画の、番号、
1 番の案件については、原案を可とすることに決しました。
農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限
を解き、9 番、曾根 金雄 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後 2 時 15 分)
(曾根 委員着席、議長は口頭で曾根 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後 2 時 15 分)

議長 次に、第 1 区の議案の番号、12 番、13 番の案件について 審議
いたします。23 番、黒澤 光啓 委員は、議事参与の制限に当たり
ますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後 2 時 16 分)
(23 番、黒澤 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後2時16分)

議長 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 12番の案件は、一迫地区の所有権移転売買を行うもの。
13番の案件は、一迫地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上2案件を説明。

議長 次に、番号、12番の案件について、現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。

それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

佐々木推進委員 本件につきましては、借受人は、ファーム南栗原でございまして、南栗原は馬伏地区の農業適格法人で作業効率化のため、米乾燥調製施設を建築するものでございます。現地を確認しますと現在は転作による牧草地となっております。農業施設への転用であり、周辺農地にも影響は無く問題は無いものと判断して参りました。ご報告申し上げます。ご審議のほど宜しくお願いします。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、12番、13番の2案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、

12番、13番の2案件については、原案を可とすることに決しました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、23番、黒澤 光啓 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後2時21分)
(黒澤 委員着席、議長は口頭で黒澤 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後2時21分)

議長 初めに、第2区の議案番号、86番の案件について審議いたします。
14番、多田 仁一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後2時22分)
(14番、多田 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後2時22分)

議長 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 86番の案件は、金成地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、86番の案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、
86番の案件については、原案を可とすることに決しました。
農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限
を解き、14番、多田 仁一 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後2時23分)
 (多田 委員着席、議長は口頭で多田 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後2時23分)
 次に、第1区の番号、2番から11番、14番から35番までの
32の案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 2番から4番の案件は、築館地区の賃貸借権設定を行うもの。
5番の案件は、築館地区の使用貸借権設定を行うもの。
6番の案件は、高清水地区の所有権移転売買を行うもの。
7番から9番の案件は、高清水地区の賃貸借権設定を行うもの。
10番の案件は、高清水地区の使用貸借権設定を行うもの。
11番の案件は、一迫地区の所有権移転売買を行うもの。
14番から23番の案件は、一迫地区の賃貸借権設定を行うもの。
24番、25番の案件は、瀬峰地区の所有権移転売買を行うもの。
26番から35番の案件は、瀬峰地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上 32案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

- 議長 質疑なしと認めます。
次に第2区の番号、36から85番、87番から102番までの66案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。
- 事務局 36番から39番の案件は、若柳地区の所有権移転売買を行うもの。
40番から66番、68番、70番の案件は、若柳地区の賃貸借権設定を行うもの。
67番、69番、71番の案件は、若柳地区の使用貸借権設定を行うもの。
72番から85番、87番から92番の案件は、金成地区の賃貸借権設定を行うもの。
93番から102番の案件は、志波姫地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上 66案件を説明。
- 議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 19番委員 ささやかなお願いですが、新規・更新の別という欄がありますが、そこに新規及び更新とあると、どの部分が新規でその部分が更新なのか少し分かりやすく、分かるように記載できないものでしょうか。
- 議長 暫時休憩します。 (午後2時28分)
(休憩中に協議し、要検討事項とする。)
- 議長 会議を再開します。 (午後2時30分)
他に質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号、103番から126番までの24案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 103番から108番の案件は、栗駒地区の賃貸借権設定を行うものの。
109番から125番の案件は、鶯沢地区の賃貸借権設定を行うもの。
126番の案件は、花山地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上 24案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第5号、農用地利用集積計画の番号2番から11番、14番から85番、87番から126番までの122案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の番号2番から11番、14番から85番、87番から126番までの122案件については、原案を可とすることに決しました。
なお、その旨、番号1番、12番、13番、86番と併せて栗原市長に通知いたします。

議長 ここで2時40分まで休憩します。 (午後2時33分)

議長 会議を再開します。 (午後2時40分)

議長 日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番から5番までの5案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 1番、2番の案件は、築館地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。
3番の案件は、築館地区の新規の使用貸借権設定を行うもの。
4番、5番の案件は、一迫地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号、6番から12番までの7案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 6番、7番、9番、11番の案件は、若柳地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。

8番、10番、12番の案件は、若柳地区の新規の使用貸借権設定を行うもの。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号、13番の案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 13番の案件は、栗駒地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第6号、農用地利用配分計画の、13案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画については、原案を可とすることに決しました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長 日程第13、議案第7号、非農地証明願について、を議題といたします。
第1区の番号、1番の案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号1番は、一迫地区の畑1筆、面積145㎡、願出地は、生前中に父が平成18年に競売により取得した土地で、今回相続した際に、地目が農地であることが判明したもので、昭和元年頃から縫製工場の

作業場として利用しており、宅地への地目変更をするために願い出たもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

佐々木推進委員 本件の現地を確認してみますと、現地写真のとおり縫製工場の作業場として利用されていることが確認できました。
許可に当たっては特に問題が無いものと判断いたしました。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号、2番の案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号2番は、志波姫地区の畑1筆、面積130㎡、願出地は昭和46年頃から隣地にある親戚の住宅敷地として利用されており、現在は、カーポートが設置され、駐車場として利用されているため、宅地へ地目変更をするために願い出たもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部推進委員 先程申し上げました4名で書類審査及び現地確認調査を行っております。
先程、事務局から説明があったように45年も前から駐車場として

利用されております。長年利用されているものであり、今回の申請は、やむを得ないのかなという事で見参りました。

許可に当たっては特に問題が無いものと判断いたしました。ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号、3番の案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号3番は、鶯沢地区の畑1筆、面積214㎡、願出地は昭和56年に居宅に物置を増築し、現在まで利用しているため、宅地へ地目変更するために願い出たもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐藤 みき 推進委員から報告願います。

佐藤推進委員 議案第7号については、先程申し上げました4名で書類審査及び現地確認調査を行っております。

3番の案件は、只今事務局が説明したとおりでございます。参考資料を見てもお分かりのとおり、作業場・物置が既に建っておりまして、宅地化しております。特に問題が無いものと判断いたしましたので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第7号、非農地証明願についての、3案件については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第13、議案第6号、非農地証明願については、原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。
よって、これで平成30年第1回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

< 午後2時55分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____